重 要 事 項 説 明 書

指定予防通所介護「シルバーハウスいちじま」のご利用について契約を結ぶ前に知っておいていただきたい内容をご説明します。不明な点があれば遠慮なくお尋ね下さい。

１．「シルバーハウスいちじま」介護予防通所介護サービスについての相談窓口について

電　話 ０７９５－８５－３０６６　　ＦＡＸ ０７９５－８０－３９００

営 業 日	月・火・水・木・金・土　　但し１２月２９日～１月３日は休み
営業時間	8時30分 ～17時45分まで（サービス提供時間 9時30分～16時45分）
担　　当	吉見　由美子

２．事業所の名称など

名　　称	シルバーハウスいちじま
指定番号	兵庫県　２８７１３００５８４号
所 在 地	兵庫県丹波市市島町上牧５５３
連 絡 先	電話０７９５－８５－３０６６　ＦＡＸ０７９５－８０－３９００
開設年月日	平成１４年１１月１日
管理者	吉見　由美子
通常事業の実施地	丹波市市島中学校区、春日中学校区
通所介護事業所区分	地域密着型・丹波市介護予防・日常生活総合第１号事業

３．事業の目標と運営方針

当事業所は、第一にご利用者様の尊厳の保持に努め、ご利用者様の身体機能だけではなく、ご利用者様ご自身の意欲やご利用者様を取り巻く環境的阻害因子を総合的に捉え、お一人おひとりの方のレベルに合わせた介護予防計画を作成し、身体拘束をせずに行う介護を実施します。これにより、ご利用者様の日常生活の活性化、社会と関わる機会の向上に資することを目的とします。

４．事業所の職員体制

職　　種	員　数	勤　務　体　制
管理者	1	常勤（生活相談員兼務）
生活相談員	１以上	常勤1名、非常勤2名
看護職員	１以上	非常勤３名（機能訓練員を兼務）
介護職員	１以上	常勤３名、非常勤４名
調理職員	1	非常勤２名

５．利用施設の概要

建物の構造　　木造２階建民家（１階部分のみ270平方メートル）

利用定員　　15名

設　　備　　和室４室　食堂　厨房　機能訓練室　浴室1か所　洗面所1か所
事務室 トイレ3か所　相談室

６．サービス内容

１）ご利用者様の居宅サービス計画に沿って、自立支援の観点に立った効果的、効率的なサービスを提供します。又、ご利用者様がサービス計画の変更を希望される場合は、速やかに居宅介護支援事業所への連絡調整を行います。

２）ご利用者様に対して、次のサービスを指定の時間帯に応じて提供します。

サービスの種類	内　　容
健 康 チェック	体温・脈拍・血圧等健康状態をみせていただきます。
レクレーション	話す、歌う、笑う、指先や頭を使う、歩く、などして過ごしていただきます。丹波市内の四季の変化も十分楽しんでいただきます。
食　　事	家庭的な雰囲気でバランスのとれた食事をたのしんで頂きます
入　　浴	血液の循環を良くし、心身共にさっぱりと気持ち良くなって頂きます。洗髪や着替えも必要に応じてお手伝いします。
運動器機能向上	体力、筋肉の力、身体の動きやそれに伴う痛みなどから、個別の計画を作成し、これに基づく適切な訓練を６ヶ月１クールで行います
送　　迎	朝９：００頃お迎え、１７：００頃にお送りします。

３）その他

① 介護職員は、年金の管理・金銭の貸借、物品の取り置きなどはできません。

② 介護職員等は、ご利用者様ご本人の心身の機能の維持回復のため機能訓練、介護上のお世話や介助を行うこととされています。それ以外の業務はすることができませんのでご了承ください。

③ 台風、大雪、豪雨による河川崩壊などで丹波市からの警報が出た場合、当初の利用時間を短縮し、ご自宅にお送りする場合もあります。またそれらにより営業が危険と判断された場合は急きょ営業を中止する場合もあります。その際は早々にご連絡いたします。

④ インフルエンザや感染性胃腸炎（腸風邪）、疥癬の疑いがある場合、事業所からご家族様に受診の促しを行い感染拡大防止のため利用の自粛をお願いすることがありますので、その際はご理解ご協力下さい。

⑤ 緊急、やむを得ない状況で途中退所を余儀なくされる場合、事情を説明の上、利用時間帯であってもご自宅へ送迎させていただく場合もあります。また事業所からの送迎が困難と判断した場合は、ご家族様にお迎えに来ていただく場合もありますので、その際はご協力お願いいたします。

⑥　ご家族様が送迎される場合、その途上の事故や盗難には当事業所は責任を負いません。

７．サービス利用料金

介護予防通所介護

基本単位	要支援１	月4回までの場合	４３６単位	/回
		月5回以上の場合	１，７９８単位	/月
	要支援２	月８回までの場合	４４７単位	/回
		月９回以上の場合	３，６２１単位	/月
加　算	サービス提供体制強化加算Ⅰ	要支援１	８８単位	/月
		要支援２	１７６単位	/月
	介護職員処遇改善加算Ⅰ		所定の単位数×９．２％	/月

※送迎について

基本単位に含まれます。

※介護職員処遇改善加算について

処遇改善加算として事業者が受け取る費用については、人件費として介護職員全員に全額渡すことになっています。これは、適切なサービスの質を保つためにも最低限必要な費用でもありますので、何卒ご理解の程宜しくお願い致します。

※サービス提供体制強化加算（Ⅰ）について

介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が２５％以上の事業所に加算できるものです。

※一定以上の所得がある方に関しましては、平成２７年介護保険制度改正により、利用者負担が「介護保険負担割合証」の割合になります。

その他 、個人で負担していただく金額

・食　費（おやつはサービス）７３０円　　１日
・おむつ代　　１００円　　１枚
・身の回り品、手芸等材料費、教育娯楽費
・キャンセル料　　緊急性の無い理由での利用日当日のキャンセルは、食費と同額をキャンセル料として頂きます。

１）今後この料金体系は変更する場合もあります。その際は事前に説明します。

２）要支援の認定を受けていない時点で、サービスが開始となった場合サービス料金金額をいったんお支払いいただきます。要支援の認定を受けた後、自己負担を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。または居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、介護保険給付のために必要な「サービス提供書」を交付します。なお、認定の結果によっては、一部または全部が自己負担となる場合があります。

３）料金のお支払いについて

料金の支払い方法はその都度又は月極でお願いします。（お支払い方法は現金又は振込みのお支払いとさせて頂きます（領収書を発行します）。

4）利用料金の滞納について

ご利用者様が事業所に対して正当な理由なく利用料を３ヶ月以上滞納された場合に１ヶ月の期間を定めて、全額の支払いがされない時、サービスを終了する旨を通知することとします。

８．サービスの利用方法

1）サービスの利用開始

直接電話で申し込まれるか、居宅サービスの計画を依頼されている場合は、担当の居宅介護支援専門員（ケアマネージャー）にご相談ください。

2）サービスの終了

①ご利用者様の都合でサービスを終了する場合はサービスの終了を希望する７日前までに申し出てください

②ご利用者様の不信行為によりサービスを継続することが困難となった場合その理由を文章で通知しサービスを終了させていただく場合があります（緊急事態等ご協力していただけない、ご本人様に暴言・暴力がある等）

③自動的に終了する場合

・ご利用者様が介護保険施設に入所または医療施設に入院されたとき
・ご利用者様の要支援状態が自立又は要介護と認定されたとき
・ご利用者様が死亡されたとき
・事前に更新の合意がなされないまま有効期間が満了したとき

９．サービス提供の手順

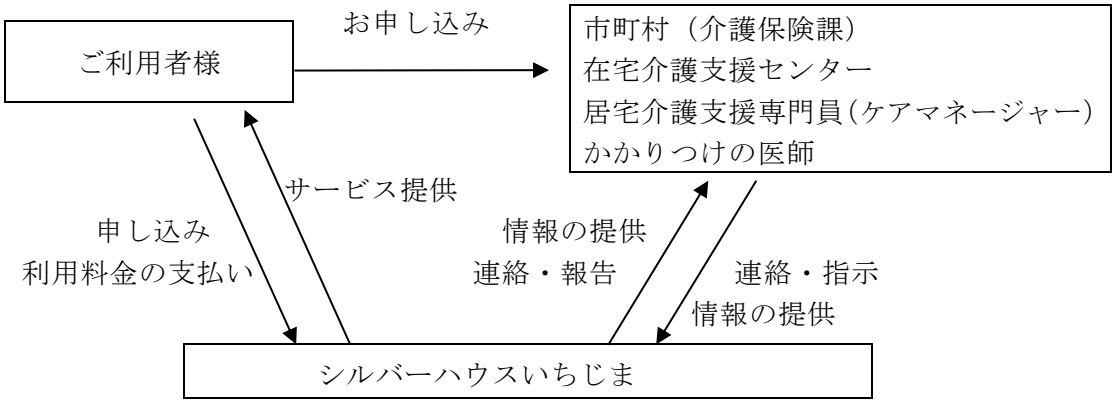

１０．秘密保持

事業所は、業務上知り得たご利用者様及びそのご家族に関する秘密及び個人情報については、ご利用者様または第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び終了後、第三者に漏らしません。ただし、円滑かつ一体的なサービス提供をするためにサービス担当者会議でご利用者様およびご家族の情報を使用する必要があります。

この場合は事前に説明し同意を得た上で使用します。同意を得た場合は、同意書に署名捺印をいただきます。

１１．記録の保管

1） サービス提供をした際には、あらかじめ定めた「介護予防通所介護サービス記録書」

の書面に必要事項を記入します。

2）当事業者は、一定期間ごとにご利用者様の「介護予防通所介護計画」を作成しその内容に沿ってサービスを提供し、目標達成の状況等に関する「介護予防通所介護サービス記録書」を作成してご利用者様に説明します。

3）当事業所は、「介護予防通所介護サービス記録」等の記録を作成した後、５年間はこれを保存し、ご利用者様の求めに応じていつでも閲覧及び写しの交付が可能です。

１２．損害賠償

事業所はサービスの提供にあたり、ご利用者様の生命・身体・財産に損害を与えた場合にはその損害を賠償します　ただし自らの責めに帰すべき理由によらない場合は、この限りではありません。

１３．損害保険への加入

当事業所は（株）損害保険ジャパンに加入しております。内容詳細についてお知りになりたい場合は、当事業所までご連絡下さい。

１４．緊急時の対応

通所介護サービスを提供中に、ご利用者様の病状に急変・その他緊急事態が生じたときは、臨時応急の手当てを行うとともに、速やかにご家族、主治医（ご利用者様の居住区のかかりつけ医としての開業医）に連絡し適切な処置を行い、又は、必要に応じて救急車を要請します。その際は速やかに搬送先の医療機関に向って頂きますよう宜しくお願い致します

１５．相談・苦情窓口

ご利用者様は、提供されたサービスに苦情がある場合には事業所・居宅介護支援専門員・市町村または国民健康保険団体連合会に対していつでも苦情を申し立てる事ができます。

当事業所の相談窓口

名称　シルバーハウスいちじま　　担当者　吉見　由美子

電話　０７９５－８５－３０６６　　ＦＡＸ　０７９５－８０－３９００

受付時間　午前 ９時～午後５時（当事業所の営業日、但し12月29日～1月3日は休み）

丹波市介護保険課

電話　０７９５－７４－０２２１　　ＦＡＸ　０７９５－７４－２９２６

兵庫県国民健康保険団体連合会

電話０７８－３３２－５６１７　　ＦＡＸ ０７８－３３２－５６５

１６．この重要事項を説明した年月日

説明した場所　　自宅

年月日　　令和　7　年　　5　月　　13　日

なおこの重要事項説明の内容に変更が生じた場合は、ご利用者様にその内容を文章にて通知し、口頭にてご説明いたします。

サービスの提供開始にあたり、本重要事項説明に基づく事項をご利用者様に対して説明いたしました。

事業者　　所在地　　兵庫県丹波市市島町上牧553
名　称　　シルバーハウスいちじま
管理者　　吉見　由美子　　印

説明者　　氏　名　　吉見由美子　　印

私は、本書面により事業者から重要な説明を受けました。

ご利用者様　住　所

氏　名　　印

代理人　　住　所

氏　名　　印（続柄　　）